

## 丙第31号証

東京法務局 訟務部長 殿

令和5年2月24日

経済産業省 貿易経済協力局

貿易管理部 安全保障貿易管理課長

## 意見書

令和5年2月22日付け照会のあった「争訟事件に関する資料の提供について（依頼）」の件について、依頼のとおり意見書を提出する。

## 1 安全保障貿易管理課の所掌事務（照会事項1について）

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課は、経済産業省組織令第54条に基づき、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる外国貿易の管理」、すなわち、安全保障貿易管理の事務を所掌しており、その一環として、オーストラリア・グループ（以下「AG」という。）等の国際輸出管理レジームにおける議論、交渉等を担当している。

## 2 AGの概要・目的（照会事項1について）

国際輸出管理レジームの一つであるAGは、他の国際輸出管理レジーム同様、武器や軍事転用可能な貨物や技術（以下「貨物等」という。）のうち、生物・化学兵器関連の貨物等について、我が国及び国際社会の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれがある者に渡ることを防ぐために輸出等の管理を行うことを目的としている。

AGは、オーストラリアを議長国とし、昭和60年（1985年）に第1回会合が開催され、年に1回開催される総会にて、生物・化学兵器関連の安全保障貿易管理について議論がなされており（なお、平成6年（1994年）までは年2回開催されていた。）、現在、42の国及び1つの機関（EU）が参加している。

## 3 AGでの議論の状況が非公開とされていること及びその理由（照会事項2に

について)

AGにおいては、AGの参加国各が、その管理対象として提案する貨物等毎に輸出管理を行う必要性について議論し、管理対象とする貨物等について合意を得ていくことになる。この議論の過程においては、安全保障上の脅威に関する実態や認識、参加国各の事情などをすりあわせる必要がある。

すなわち、例を挙げれば、ある国が管理対象として提案した内容について、他の国が、安全保障上の脅威等との関係で過度な規制となるのではないかと主張したり、実効性に欠けるのではないかと主張したりするなどして意見が対立したような場合には、安全保障貿易管理制度の実効性等を踏まえ、参加国各の協議や交渉によって合意の形成を目指していくこととなる。このような協議や交渉の過程においては、当然、参加国各の事情（例えば、安全保障貿易管理制度が参加国各の産業に与える影響、貨物等の輸出等を管理することに関する安全保障上の認識等）の差違があるため、利害の不一致や衝突が生じ得るのであって、それを調整していくことが必要になる。

そして、参加国間で協議や交渉を通じて合意を形成していくためには、他国に対する理解や、他国との協力関係が必要となるところ、そのためには参加国との間に信頼関係を築くことが必要不可欠となり、このような信頼関係を構築するためには、参加国各の政府担当者が、協議や交渉の場において、率直に、貨物等の輸出に係る安全保障上の懸念や事実関係など認識の共通化を図り、また、参加国間の意見の相違についても誠実な協議や議論を行うことができる環境が必要であるが、その過程での意見交換や協議の内容は、当初から公表することを予定して行われるものではないことから、このような協議や交渉の内容は、非公開として取り扱われており、一方的な公開が許されるものではない。

#### 4 AGでの議論の状況が記載された文書が、参加国の合意に反し、一方的に公開されることの弊害等について（照会事項3について）

仮に、我が国（経済産業省）が、AGの参加国との合意もなく、AGにおける協議や交渉の内容を一方的に公表すれば、参加国との信頼関係が損なわれ、参加国との忌憚のない協議や交渉、意見交換、議論が阻害されることになりかねないだけではなく、AGのみならず同様の国際輸出管理レジームにおける我が国の信頼を損なうことにもなる。その結果、我が国のその後の安全保障貿易管理制度の運用に係る諸活動に大きな支障をもたらし、我が国の安全保障貿易

管理政策に悪影響を及ぼすおそれがある。

以 上